

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

9-1 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における推進体制

① 中心市街地活性化を担当する組織

本市は、平成19年4月に産業局内に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局と調整を図りながら、計画の推進体制を強化するとともに、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行う。

② 中心市街地活性化基本計画策定会議・幹事会の設置

前計画を総括的に評価するとともに、新計画策定に向け定例局長会議で重要案件として報告するとともに、必要に応じ当会議終了後(策定会議)に取組み内容等を説明する。また、関係課で組織する幹事会を開催し、実務レベルで検討を行う。

● 定例局長会議(中心市街地活性化基本計画策定会議)の構成

役 職	
市長、副市長(兼都市拠点整備本部長)、副市長、代表監査委員、教育長、医監、防災審議監、スポーツ監、市長公室長、総務局長、財務局長、市民局長、環境局長、健康福祉局長、健康福祉局理事、観光交流局長、産業局長、都市局長、建設局長、下水道局長、会計管理者、都市拠点整備本部副本部長、水道事業管理者、消防局長、議会事務局長	

● 中心市街地活性化基本計画策定会議幹事会の構成

区 分	役 職
幹事長	商工労働部長
副幹事長	産業振興課長
幹 事	企画政策推進室主幹、新総合計画推進室主幹、地方創生推進室主幹、市民活動推進課長、保健福祉政策課主幹、観光企画課長、観光振興課長、文化国際課長、姫路城総合管理室特別史跡管理担当主幹、都市計画課長、まちづくり指導課長、住宅課主幹、交通計画室主幹、道路総務課長、道路管理課長、街路建設課長、姫路駅周辺整備室管理担当主幹、姫路駅周辺整備室区画整理担当主幹、文化コンベンション施設整備室運営企画担当主幹、文化コンベンション施設整備室整備担当主幹
事務局	産業振興課 中心市街地活性化推進室

(開催状況)

年月日	会議(内容)
平成31年2月 4日	第1回策定会議(庁内検討体制)
平成31年2月19日	第1回幹事会(庁内検討体制・策定スケジュール他)
平成31年4月19日	第2回幹事会(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和元年5月13日	第2回策定会議(現行計画の総括、次期計画の概要他)
令和元年8月29日	第3回幹事会(新計画素案他)
令和元年10月7日	第3回策定会議(新計画素案他)

9-2 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 姫路市中心市街地活性化協議会の設置について

平成20年11月11日に(株)まちづくり姫路、姫路商工会議所が中心となり、「中心市街地の活性化に関する法律」第15条に基づく姫路市中心市街地活性化協議会を設立した。

協議会では、前計画ならびに新計画及びその実施に関する必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関する必要な事項を協議する。

① 構成員

(令和元年8月現在)

役職	所属団体名	役職名
会長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市	副市長
	(株)まちづくり姫路	取締役
委員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街振興組合	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街振興組合	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
播州建材(株)	代表取締役社長	

委 員	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街振興組合	理事長
	姫路駅前通商店会	会長
	姫路おでん協同組合	理事長
	NPO法人姫路コンベンションサポート	理事長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
	姫路市商店街連合会	会長
	姫路商工会議所女性会	会長
	姫路城下町街づくり協議会	
	姫路信用金庫	総務部長
	姫路不動産(株)	代表取締役会長
	姫路御幸通商店街振興組合	理事長
	ヤマサ蒲鉾(株)	代表取締役社長
(株)ヤマトヤシキ		
監 事	大手前通り街づくり協議会	会長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事

②規約

姫路市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 姫路商工会議所

(2) 株式会社まちづくり姫路

(3) 姫路市

(4) 法第15条第4項第1号および第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、または、なくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長および副会長)

第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(事務所)

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(収入および支出)

第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。

- 2 会費については、別途定める。
- 3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。

- 2 監事は、会長が指名する。
- 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

(除名)

第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。

- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(解散)

第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附則)

- 1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

③会議等執行状況

年月日	会議(内容)
平成20年11月11日	第1回総会(設立総会)
平成21年6月16日	第2回総会(20年度事業報告及び収支決算、21年度事業計画及び収支予算等)
平成21年8月12日	第3回総会(前々計画に対する意見等)
平成22年6月1日	第4回総会(21年度事業報告及び収支決算、22年度事業計画及び収支予算等)
平成23年3月23日	第5回総会(役員選任)
平成24年3月9日	第6回総会(22年度事業報告及び収支決算、23年度事業計画及び収支予算等)
平成24年6月29日	第7回総会(23年度事業報告及び収支決算、24年度事業計画及び収支予算、中活計画中間報告等)
平成24年10月22日	第8回総会(前々計画変更等)
平成25年3月14日	第9回総会(前々計画変更等)
平成26年3月31日	第10回総会(24年度事業報告及び収支決算、25年度事業計画及び収支予算、前々計画変更等)
平成26年7月30日	第11回総会(25年度事業報告及び収支決算、26年度事業計画及び収支予算、前計画策定等)
平成26年10月23日	第12回総会(前計画・前々計画変更に対する意見等)
平成27年6月25日	第13回総会(26年度事業報告及び収支決算、27年度事業計画及び収支予算、前計画に対する意見等)
平成27年10月23日	第14回総会(前計画に対する意見等)
平成28年7月5日	第15回総会(27年度事業報告及び収支決算、28年度事業計画及び収支予算等)
平成28年10月17日	第16回総会(前計画に対する意見等)
平成29年2月8日	第17回総会(前計画に対する意見等)
平成29年7月31日	第18回総会(28年度事業報告及び収支決算、29年度事業計画及び収支予算等)
平成30年2月9日	第19回総会(前計画に対する意見等)
平成30年4月24日	第20回総会(29年度事業報告及び収支決算、30年度事業計画及び収支予算等)
平成30年6月20日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)
平成31年2月18日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)
令和元年7月16日	第21回総会(30年度事業報告及び収支決算、31年度事業計画及び収支予算等)
令和元年10月1日	第22回総会(新計画に対する意見等)
令和2年2月21日	前計画変更に対する意見聴取(意見書受領)

年月日	会議(内容)
令和2年4月22日	第23回総会(元年度事業報告及び収支決算、2年度事業計画及び収支予算等)
令和3年1月25日	第24回総会(新計画変更に対する意見等)
令和3年5月13日	第25回総会(新計画変更に対する意見等)
令和4年4月26日	第26回総会(令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画及び収支予算等)
令和5年1月11日	書面による意見聴取(新計画変更に対する意見)
令和5年7月4日	第27回総会(令和4年度事業報告及び収支決算、令和5年度事業計画及び収支予算等)
令和5年12月27日	第28回総会(新計画変更に対する意見等)

④新計画に対する意見

姫路市中心市街地活性化協議会
会長 齋木 俊治郎

第3期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

標記の件について、本協議会は、2019（令和元）年10月1日開催の総会において協議した結果、第3期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）は概ね適切であると考えます。なお、第3期基本計画（素案）が一層の中心市街地活性化に寄与されるよう、下記の意見を申し添えます。

1. ヤマトヤシキ姫路店跡再開発計画への支援について

中心市街地の中心部に位置するヤマトヤシキ姫路店跡地（昨年2月閉店）について、街なかの回遊を高める拠点となり得ることから、引き続き行政・経済界から賑わい創出機能を配置するよう要望するとともに、再開発計画への支援が必要となった場合は、基本計画に追加できるよう柔軟な対応が必要と考えます。

2. エリアマネジメントの推進について

姫路駅北賑わい交流広場に加え、大手前通り再整備工事が完了した南工区を中心に、地域の魅力向上に向けた取り組みが開始しているが、全国において先行してエリアマネジメントに取り組む団体等は、組織運営を担うエリアマネージャーの確保や育成等が課題となっている。

ついては、高度な知識を有する人材の招聘や育成を行う上での予算確保等、具体的な事業を計画に明記する必要があると考えます。

更に、今後、これらエリアマネジメントの取り組みを持続的に推進していくためには、現在エリアマネジメントに取り組む団体だけでなく、中心市街地の多様な関係者を巻き込み、それぞれが認識するエリアマネジメントの考えや思い、課題等を共有した上で進めることが重要と考えます。

ついては、まちづくり関係者をはじめ商店街、姫路市、商工会議所等も含めエリアマネジメントの認識や将来のあり方等を共有する場を設置する必要があると考えます。

3. おもてなし向上のための観光インフラの充実について

来訪者の更なる満足度向上のため、国際観光都市として各国から観光客を受け入れる上でのおもてなしの充実に向け、多言語標記の観光案内版の設置やサイネージの導入等、観光インフラ（無料Wi-Fiも含む）の充実が必要であると考えます。

また、これら観光インフラの充実は、災害時等の帰宅困難者対策や外国人観光客の情報源となり、多言語での避難誘導をはじめ、きめこまかい情報提供等が可能となります。

ついては、情報発信を強化する上で必要な案内板の設置やサイネージ導入のための予算確保等、具体的な事業を基本計画に反映する必要があると考えます。

4. 安心して街なかを回遊できる環境整備について

中心市街地では姫路城観光をはじめ、現在整備中の姫路市文化コンベンションセンターや県立はりま総合医療センター（仮称）といった都市福祉施設の整備により、観光客だけでなく、足の不自由な方や子育て世代の方等、老若男女、様々な方が来街されることが想定されます。

ついては、車いすや歩行器・ベビーカー等の利用者が回遊しやすい環境づくりに努め、街なかを一体的にバリアフリー化するとともに、他都市で取り組まれている車椅子無料レンタルサービス等、受け入れ体制の整備もあわせて検討する必要があると考えます。

以上

9-3 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① 統計的データの客観的な把握・分析

本市における人口、商業、公共交通、観光等に関する統計データの把握・分析を行い、「1-3 中心市街地の現状分析」において、記載している。

② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

中心市街地活性化に関する市民アンケート、まちなか来街者調査、中心市街地マンション居住者意識調査にて、地域住民のニーズの把握・分析を行い、「1-4 地域住民等のニーズ把握」において、記載している。

③ 前基本計画に基づく取組みの把握・分析

前基本計画の事業実施の状況や目標積算事業の評価を行い、「1-2 前計画の取組み・検証」において、記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 各種団体との連携

基本計画に基づく各種事業を円滑に推進していくためには、様々な主体が連携を図る必要がある。新計画においても、商店街、商工会議所、市民団体、観光コンベンションビューロー、民間事業者と姫路市が連携・調整を図りながら、事業を推進していく。

② パブリックコメントの実施

本計画の素案について、広く市民等の意見を聴取するため、令和元年10月18日から令和元年11月18日までの間、パブリックコメントを実施した。